冬休み期間限定児童クラブのご案内

１．在籍期間

12 月 24 日（木）～１月６日（水）（12 月 29 日（火）～１月３日（日）を除く）

２．募集施設・募集人数

募集施設・募集人数は、11 月 16 日（月）からウェブサイトや各児童クラブでお知らせします。

冬休みは、小学校区に関係なく希望の児童クラブに申し込むことができます。

児童クラブ利用時は、保護者の方の送迎が必要です。

なお、冬休み期間中は継続して同じ児童クラブをご利用いただきます。冬休み期間中に別の児童クラブへ移動することはできません。

※けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブのご利用を希望される方は子育て支援課までお問合せください。

３．申込方法・受付

申込書類の提出日により在籍期間が異なりますので、必ず以下をご確認の上お申し込みください。

電子申請による申込みをするか、申込書類を第１希望の児童クラブへ提出してください。

また、児童クラブは利用者のいない日やいない時間帯は開所していない場合がありますので、ご注意ください。

なお、父母ともに児童と別居している方は、電子申請による申込みができませんので、紙による書類申請での申込みをお願いします。

※冬休み期間限定児童クラブの電子申請は、
一宮市公式ウェブサイト　ページ ID【1016842】、
または右記載の二次元コードからアクセスできます。

（市ウェブサイトのトップページにあります「ページ ID 検索」窓に ID【1016842】を入力し検索してください。）

＜二次元コード＞

受付期間	在籍期間	選考方法
11 月 16 日（月）～11 月 30 日（月）	**12 月 24 日（木）～** １月６日（水）	**期間中の申込者で選考** （先着順ではありません）
12 月　1 日（火）～12 月 15 日（火） ※11 月 16 日～30 日の受付期間に定員に達しなかった施設のみ申込可能	**１月４日（月）～** １月６日（水）	**先着順** （同日の申込みは選考）

４．利用手数料

利用実績にかかわらず、在籍期間中は以下の通り利用手数料がかかります。

12 月と１月の両方の利用者は、月別に２回に分けてお支払いいただきます。

申込書で「過去に児童クラブで登録した口座（兄弟姉妹の口座を含む）を使用します」に☑があり、口座の登録が確認できた場合は、口座振替になります。過去の登録口座がない場合や、過去の登録口座の利用を希望しない場合は、納付書でのお支払いとなりますので、申込書の「利用手数料の支払方法」については、記入不要です。

在籍期間	利用手数料	備考	月別	納付書 送付日	口座振替 振替日
12 月 24 日～１月６日	7,000 円	12 月中に退所届を提出して退所した場合 3,500 円	12 月分	12 月 18 日頃	12 月 28 日
			１月分	１月 22 日頃	２月１日
１月４日～１月６日	3,500 円		１月分	１月 22 日頃	２月１日

５．申込要件

記載のない就労外要件については、別冊「放課後児童クラブ入所申込みのご案内」に記載の申込要件に同じです。

学年	就労要件	
１～３年生	①７：30～19：00 の時間帯を含む勤務 ②９時間以上の勤務	①または②の勤務が１か月 12 日以上あること
４年生	①７：30～19：00 の時間帯を含む勤務 ②９時間以上の勤務	①または②の勤務が１か月 16 日以上あること
５～６年生	①７：30～19：00 の時間帯を含む勤務 ②９時間以上の勤務	①または②の勤務が１か月 20 日以上あること

・就労の場合の保護者指数が追加されます。

勤務終了時刻	指数
～14：59	2
15：00 以降	別冊「放課後児童クラブ入所申込みのご案内」（P27～29）に記載の 「一宮市放課後児童クラブ利用選考について」に同じ

６．必要書類（必要書類に不足があると受付ができません。）

（１）電子申請の場合

	新規利用者	今年度に一度 退所・辞退または不承諾 （定員超過による不承諾は除く） となり、再度申し込む利用者	2026（令和８）年 ４月春休み・夏休み利用者 （途中退所者を除く）
申込入力 （冬休み期間限定用）	○　必要 紙での書類申請の際に別紙で提出していただいていました「誓約書」・ 「児童手当に係る支払申出書」・「減免申請書」は入力必須項目となります。		
要件ごとの必要書類 （就労証明書（※１）・ 就労外要件の添付書類）	○　必要 春休み・夏休み利用者で、就労状況に変更がある・ないにかかわらず全ての方、 及び兄弟姉妹が現在児童クラブを利用中の方も含め全ての方が必要		
口座振替依頼書	×　不要		

（※１）　単身赴任中の方は、単身赴任中であることが証明されている就労証明書の提出が必要です。

～入力上の注意～

申込みは一宮市公式ウェブサイト ページ ID【1016842】、または「３．申込方法・受付」に記載の二次元コードから申込みしてください。通年の一宮市放課後児童クラブ入所申込みページからは冬休み期間限定の申込みはできませんのでご注意ください。

（２）紙での書類申請の場合

<table>
<tr><td></td><td>新規利用者</td><td>今年度に一度
退所・辞退または不承諾
（定員超過による不承諾は除く）
となり、再度申し込む利用者</td><td>2026(令和８)年
４月春休み・夏休み利用者
（途中退所者を除く）</td></tr>
<tr><td>申込書（冬休み期間限定用）</td><td colspan="3">○　必要</td></tr>
<tr><td>誓約書</td><td colspan="3">○　必要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">就労証明書(※1)・
就労外要件申告書</td><td colspan="2">○　必要</td><td>△　不要
(変更があれば必要)</td></tr>
<tr><td colspan="3">兄弟姉妹が現在児童クラブを利用中の場合は不要
（申込要件に該当しているかどうかの確認が必要）</td></tr>
<tr><td>児童手当に係る支払申出書</td><td colspan="2">○　必要</td><td>△　不要
(変更があれば必要)</td></tr>
<tr><td>減免申請書</td><td colspan="2">△　該当者は必要</td><td>△　新規申請者は必要</td></tr>
<tr><td>口座振替依頼書</td><td colspan="3">×　不要</td></tr>
</table>

（※１）単身赴任中の方は、単身赴任中であることが証明されている就労証明書の提出が必要です。

～申込書記入上の注意～

（１）申込書は必ず「(冬休み期間限定用)」と書かれたものをお使いください。通年用の申込書では受付できません。

（２）「入所希望施設」について、第２希望以降がない場合は、×印を記入してください。空欄の場合は「希望なし」とみなします。第６希望以降がある場合は、任意の様式に、①児童氏名、②希望順、③希望施設名を記入し、申込書に添付してください。

通年入所保留者の方は、ご自宅へ案内を送付しています。上記とは提出書類が異なりますので、ご自宅へ届いた案内をご確認ください。

７．結果のお知らせ

12 月 9 日（水）頃から申込期間ごとに結果の通知を順次発送予定です。

申込みを辞退される場合は、入所予定日の前日までに必ず「辞退届」を提出してください。

（「辞退届」は電子申請による届出も可能です。希望される場合は、市ウェブサイトのトップページにあります「ページ ID 検索」窓に ID【1059026】を入力し検索してください。）